

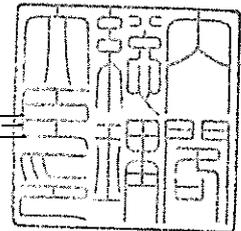


資料 2 - 1

消表対第 1 4 3 3 号
平成 2 7 年 1 1 月 5 日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

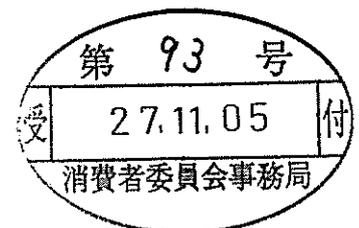


住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく議決の求め

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の議決を求めます。

記

住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく日本住宅性能表示基準に関し、別紙のとおり改正を行うことについて



住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく
日本住宅性能表示基準（告示）の見直しについて

1. 主旨

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）は、住宅の性能に関する表示基準を定めること等により、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。同法第3条第1項の規程に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法の基準を日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）を定めている。

平成27年7月に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）が制定されたことに伴い、新築住宅の「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」について、建築物省エネ法に基づく基準を引用するため、表示基準等の改正を行う必要がある。

また、既存住宅については、中古住宅・リフォームトータルプラン（平成24年3月国土交通省策定）において「消費者が中古住宅の性能に関する情報を把握できるようにするため、中古住宅の性能を客観的に評価・表示する住宅性能表示制度について、既存住宅に係る性能評価基準の見直しによる充実を図り、普及促進を図る。」とされていることを踏まえ、表示基準等の改正の検討を行ってきたところである。

今般、これらを踏まえ、新築住宅の「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」について、建築物省エネ法の制定に伴う表示基準の所要の改正を行うとともに、既存住宅の「劣化の軽減に関すること」及び「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」について、表示基準の追加を行う。なお、その他の分野についてもこれまでの技術的な検討を踏まえ、表示基準の所要の改正を行う。

このため、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第4項の規定に基づき、消費者委員会の議決を求めるものである。

2. 議決を求める事項

(1) 建築物省エネ法の制定に伴う改正

建築物省エネ法の制定に伴い、「断熱等性能等級」及び「一次エネルギー消費量等級」について建築物省エネ法に基づく基準[※]を引用するため、表示基準を改正する。

※ 建築物省エネ法に基づく基準案については、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省令・告示案、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく告示の一部改正案及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく告示の一部改正案」として、平成27年10月7日から意見募集を実施。

(2) 既存住宅に係る劣化の軽減及び温熱環境・一次エネルギー消費量の基準の追加

既存住宅について新たに「劣化対策等級」、「断熱等性能等級」及び「一次エネルギー消費量等級」を追加するため、これらに係る表示基準を策定する。

(3) 既存住宅に係る耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の基準の見直し

既存住宅に係る「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」について、基準の合理化を図るため、表示基準を改正する。

3. 今後の予定

平成27年11月：消費者委員会への議決の求め

12月：社会資本整備審議会 建築分科会

平成28年 1月：本改正に係る改正告示の公布[※]

※ 施行日は建築物省エネ法の施行の日（建築物省エネ法の公布の日（平成27年7月8日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）と同日とする。

住宅の品質確保の促進等に関する法律（抜粋）
（平成十一年法律第八十一号）

（日本住宅性能表示基準）

第三条 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、日本住宅性能表示基準を定めなければならない。

- 2 日本住宅性能表示基準は、利害関係人の意向を適切に反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように定め、又は変更しなければならない。
- 3 国土交通大臣又は内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該日本住宅性能表示基準又はその変更の案について、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。
- 4 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にあっては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあっては消費者委員会の議決を、それぞれ経なければならない。
- 5 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。